一般廃棄物処理業許可（更新）申請に伴う提出書類

１　提出書類

ア　一般廃棄物処理業許可（更新）申請書（様式３号）

イ　事業計画を記載した書類

ウ　申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記簿謄本）

エ　申請者の印鑑証明書（法人にあっては、法人（代表者）の印鑑証明書）

オ　事務所、事業所及び車庫の付近の見取り図

カ　従業員名簿（法人にあっては、役員及び従業員名簿）

キ　保有車両一覧表及び自動車検査証（又は自動車検査証記録事項）の写し、自賠責保険証明書の写し、運転免許証の写し、保有車両の正面及び側面の写真
（車両の所有者が申請者と別の場合、その車両の賃貸借契約書の写しなど、申請者が使用する権利を有していることがわかる書類）

ク　申請者の直前１年の所得税及び住民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
（法人にあっては、法人税（国税、県税及び市民税）の納付すべき額及び納付済額を証する書類）

ケ　その他市長が必要と認める書類として次の書類

(ｱ) 誓約書

(ｲ) 収集又は運搬を適格に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類
一般財団法人日本環境衛生センターが主催する、「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を次に掲げる者が受講した修了証の写し又は同等の能力を証する書類（修了証等の有効期限は、提出期限日から５年以内とします。）

①　申請者が法人の場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有する者又は同等の能力を有する者

②　申請者が個人の場合は、その者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有する者又は同等の能力を有する者

(ｳ) 収集運搬業については、一般廃棄物収集運搬業許可更新に係る実績報告書

(ｴ) 処分業については、処分に係る施設の図面及びその能力が確認できる書類

２　手数料の納付について

東近江市手数料条例（平成 17 年２月 11 日条例第 71 号）別表第４に定める次の金額を、定められた期限（納付書に記載の期限）までに納付してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第２項の規定に基づく一般廃棄物**収集運搬業**の許可更新の申請に対する審査	１件につき	5,000 円
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第７項の規定に基づく一般廃棄物**処分業**の許可更新の申請に対する審査	１件につき	5,000 円

３　その他

提出書類に不備等があれば連絡をしますので、その指示に従ってください。